

京都市教育委員会教育長告示第5号

京都市総合教育センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市総合教育センターの開所時間を臨時に変更し、並びに同センターの情報資料室及び教材開発室(カリキュラム開発支援センター)を臨時に休所します。

平成26年7月2日

京都市教育委員会  
教育長 生田義久

1 京都市総合教育センターの開所時間を変更する期間及び変更後の開所時間

開所時間を変更する期間	変更後の開所時間
平成26年8月11日(月)から同月15日(金)まで	午前9時から午後5時15分まで

2 情報資料室及び教材開発室(カリキュラム開発支援センター)を臨時に休所する日

臨時に休所する日	平成26年7月26日(土), 同年8月2日(土), 同月9日(土), 同月16日(土)及び同年12月27日(土)
----------	--

(総合教育センター研修課)